

第 1 5 5 7 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 6 時 5 7 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(議決事項)

第 16 号 臨時的任用教育職員の年次有給休暇の運用の変更について (学校企画課)

第 17 号 平成 30 年度特別支援学校 (高等部・専攻科) の入学定員について (特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第 7 号 人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく給与関係規則の一部改正について (総務課)

————— 以上原案のとおり承認

(協議事項)

第 13 号 教職員人事権の問題に関する調整の進め方について (総務課・学校企画課)

第 14 号 島根県教育職員育成指標について (学校企画課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第 63 号 平成 29 年度教育者表彰 (文部科学大臣表彰) について (総務課)

第 64 号 平成 30 年度島根県教育職員 (実習助手・寄宿舍指導員) 採用候補者選考試験の結果について (学校企画課)

第 65 号 平成 30 年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について (学校企画課)

第 66 号 「今後の県立高校の在り方検討委員会」の審議状況について (学校企画課)

第 67 号 平成 30 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定状況 (10 月末) について (教育指導課)

第 68 号 第 2 回食の縁結び甲子園全国大会の結果について (教育指導課)

第 69 号 平成 29 年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について (社会教育課)

第 70 号 平成 29 年度島根県優良少年団表彰 (教育長表彰) について (社会教育課)

第 71 号 平成 29 年度島根県青少年芸術文化表彰 (知事表彰) について (社会教育課)

第 72 号 平成 29 年度島根県児童生徒学芸顕彰 (教育長顕彰) について (社会教育課)

第 73 号 国史跡の指定及び国登録有形文化財の登録について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第18号 国家公務員退職手当法の改正に伴う対応について(総務課)

第19号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について(文化財課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第8号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第74号 平成29年度文部科学大臣優秀教職員表彰について(総務課)

第75号 水産練習船「神海丸」乗組員の処遇改善について(総務課)

第76号 いじめ「重大事態」報告書について(教育指導課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
野口参事	公開議題、議決第19号
村木教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
内田総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、承認第8号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題、報告第76号
竹下教育指導課管理監	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題、報告第76号
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題、議決第19号
広江文化財課管理監	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
清水総務課給与グループリーダー	議決第18号、報告第75号
三次総務課企画員	報告第74号
大石総務課主任	報告第75号
青山学校企画課企画人事主事	承認第8号
高畑教育指導課調整監	報告第76号
稲田文化財課調整監	議決第19号
浅沼文化財課企画幹	議決第19号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鳴木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2 件
	承認事項	1 件
	協議事項	2 件
	報告事項	11 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
署名委員	真田委員	

(議決事項)

第 16 号 臨時的任用教育職員の年次有給休暇の運用の変更について(学校企画課)

○福間学校企画課長 議決第 16 号臨時的任用教育職員の年次有給休暇の運用の変更についてお諮りする。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。背景にあるように、臨時的任用教育職員、いわゆる期限付きの常勤講師は、次年度に再び任用された場合であっても前年度の年休残日数は消滅していた。本議題は、講師等の勤務条件の改善を図るために、年次有給休暇の運用を見直し、一定の条件の中で残日数の繰り越しを認めるという趣旨である。

資料 1 の 2 ページをご覧ください。参考に法令等の資料を添付しているが、年次有給休暇の繰り越しについては、労働基準法による請求権の時効を根拠としている。労働基準法では、年次有給休暇は 2 年間の時効によって消滅すると定められている。県立学校教育職員の年次有給休暇については条例等で定めており、繰り越しできる日数については、通知により運用として定めているところである。

具体的な変更内容については、資料 1 の 1 ページ、2 変更内容の(1)から(3)に記載している。一定の空白期間を経て、再度任用された講師等についても年次有給休暇の繰り越しを認める。任用期間が 1 年間の者だけでなく、半年や数か月などの産休や休職補充等、短期任用の常勤講師等についても同様に年次有給休暇の繰り越しを認めることとする。また、講師等であった者が次年度に正規採用となった場合も、同様に講師の時の年次有給休暇の残日数を繰り越すことを認める。

運用上の詳細については、3 運用上の留意事項にあるように、1 月以内の空白期間であれば繰り越しを認め、短期任用での繰越の最大日数は、辞令を交付する際に新たに付与される年次有給休暇の日数と同じ日数を最大とする。また、これらの年休の繰越処理は、各所属において総務事務システムによって行う。各校において管理者権限があるので、校長または校長の命を受けた担当者が行うこととなる。なお、この運用は平成 30 年 1 月 1 日開始とする。

資料 1 の 3 ページ以降は、議決いただいた後に各学校へ通知する案である。

○森委員 臨時的任用教育職員の勤務条件の改善を図るために提案されたものであり、人材確保の面でも意味のあるものではないかと思う。

○真田委員 勤務条件を改善することで、働きやすくなり、希望者も増えるのではないかと考える。1 月 1 日は切りがよい時期ではあるが、運用開始まで期間がないため、学校に対してきちんと説明ができるか懸念する。

○福間学校企画課長 臨時的任用教育職員への年休付与については、通常であれば年度初め、4 月 2 日に付与する者が多数を占める。少数ではあるが、1 月から 3 月の間に任用される者については、運用が変更になった旨の周知を徹底し、また 4 月にはき

ちんと運用できるような形で周知を図る考えである。

○鴨木教育長 既に任用している常勤講師が29年度中に年休を消化しなかった場合、早速30年度へ繰り越しできるようにするため、運用開始日を1月1日としている。常勤講師本人にとっては、メリットのある話であるため、県立学校長へ通知すると同時に、学校内で常勤講師へ趣旨を説明することが大切である。30年度に繰り越し可能という前提条件を知ったうえで、1月から3月の年次有給休暇の取得について判断できるようにするという意図の運用改善である。

○藤田委員 現状を考えると、多忙である教育職員が休養のために年次有給休暇を繰り越すことはできないことだとわかっているが、人材確保の面や、講師の勤務条件が改善されることはよいことであると考えている。

―――原案のとおり議決

第17号 平成30年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員について(特別支援教育課)

○佐藤特別支援教育課長 議決第17号平成30年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員についてお諮りする。

資料2の1ページをご覧ください。特別支援学校の入学定員は、県立学校の組織編制に関する規則第3条に規定されており、毎年各学校における志願者数が異なることから、毎年見直しを行っている。特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員については、定員設定の基本的な考え方にに基づき、10月中旬に特別支援学校各校が実施した就学相談会の参加状況により把握した入学希望者を基準とし、全員が入学できるように設定している。

資料2の2ページ下段にあるように高等部については71学級353名、資料2の3ページにあるように専攻科については7学級41名と設定した。高等部及び専攻科を合計すると78学級394名である。昨年度と比較すると、5学級減、定員50名減である。資料2の4ページに、入学定員の前年度対比を記載しているが、特に減となっている学校は、出雲養護学校のマイナス32名、松江養護学校のマイナス10名である。

資料2の1ページをご覧ください。高等部の分教室については、それぞれ従来どおりである。また、訪問学級については、現在、対象の生徒を把握しているところであり、来年2月頃までに学級を設定したいと考えている。

資料にはないが、就学相談後の状況についてご報告する。本人、保護者が高等部への進学を迷っているケースについては、高等部の体験を実施して、特別支援学校の学び、あるいはコース等の理解を促している。なお、高校への進学を視野に入れている場合は、高校との

併願を可能としており、その数も入学定員に含めている。生徒の進路先が確保できるようにセーフティーネットを敷いているところである。ちなみに、高校との併願者は、就学相談会時点では30名である。

また、特別支援学校がそれぞれの障がい種の就学基準に該当するかどうか判断しかねるケースについては、必要な資料の提出を求めたり、他の障がい種の特別支援学校の就学相談会を勧めるなど、ぎりぎりまで本人にとって最適な学びの場がどこなのか、就学相談を継続している状況である。

○出雲委員 昨年度に比べ入学定員が減になるという説明であったが、これに伴い教員の人数に変更が生じるか。

○佐藤特別支援教育課長 学級数に基づいて教員の定数が決まるため、学級数が減ると教員の人数も減ることになる。

○真田委員 高校と併願した生徒のうち、特別支援学校高等部に入学しなかった生徒はいるか。

○佐藤特別支援教育課長 平成29年度の状況であるが、就学相談会時において高校との併願者は43名で、このうち特別支援学校へ願書を提出した者は19名である。うち特別支援学校へ入学した者は6名である。その他の者は、追跡調査はしていないが、高校合格に伴い高校へ入学したと思われる。

―――原案のとおり議決

(承認事項)

第7号 人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく給与関係規則の一部改正について(総務課)

○仁科総務課長 承認第7号人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく給与関係規則の一部改正についてお諮りする。

資料3の1ページをご覧ください。人事委員会勧告・報告の取扱いについては、11月の教育委員会会議において月例給の改定、期末・勤勉手当の改定などについてご報告したところである。その内容については、資料3の3ページ以降に添付している。

今回の給与改定に伴い、更に細かい規則の改正が必要となる。まず1点目として、市町村立学校の教職員の給与の切替えに伴う経過措置に関する規則である。改正の内容は、専門的な表現をしているが、平たく言うと、今回の給与改定で、平成27年改定時に現給保障されている職員について、端数処理の結果1円ほど下がる場合があり、この場合、4月1日にさかのぼった減額処理はしないというものである。これは、給

与改定があるたびに行われる措置である。

この規則は、既に平成 29 年 12 月 7 日に公布されている。教育委員会規則の改正については、あらかじめ教育委員会会議での議決が必要であるが、4 に記載のとおり、改正についての人事委員会同意後、公布日までに教育委員会会議を開催する暇がなかったことから、教育長の臨時代理としこのたび承認を求めるものである。

続いて、Ⅱ 給与改定に伴い今後改正を要する規則の内容についてご説明する。関係規則は市町村立学校の教職員の給与に関する規則である。改正内容としては、給料表の引上げを若年層を重点的に行ったことに伴い、対応する昇格後の号給が変わることから、昇格時号給対応表の改正を行うものである。

施行期日は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日からの適用とする。この規則改正は、本来であれば給与改定関係の条例改正と同時に行うべきものであるが、今年度は昇格時号給対応表の作成の際、参考としている全国人事委員会連合会作成のモデル給料表が、国会での給与法成立が 12 月 8 日までずれ込んだ影響により届いていないことから、同日の改正とすることができなかった。このため、今後改正について人事委員会からの同意が得られ次第、速やかに改正を行うが、それまでに教育委員会会議を開催する暇がないため、教育長の臨時代理とし、次回の教育委員会会議で承認を求めたいと考えている。

○鴨木教育長 Ⅱ の規則改正についてであるが、昇格時には昇格前の級の号給によって、昇格後の級の号給に対応させる作業が必要であり、現在その作業を進めているところである。昇格時の号給対応表の作成にあたって参考としているモデル給料表が届き次第、そのとおりに実施することとしており、島根県教育委員会として独自の判断をしようとするものではないが、その仕組みを説明していただきたい。

○仁科総務課長 以前は国の基準を適用していたが、国立大学の独法化により国の基準がなくなり、各都道府県で対応することになった。しかし、各都道府県においてはそれぞれ独自でモデルを作り難い状況があったため、全国人事委員会連合会で統一的に作成されることになった。以降、このような対応がとられてきているものである。

―――原案のとおり承認

(協議事項)

第 13 号 教職員人事権の問題に関する調整の進め方について（総務課・学校企画課）

○仁科総務課長 協議第 13 号教職員人事権の問題に関する調整の進め方についてご協議

する。

資料4の1ページをご覧ください。教職員の人事権をめぐる問題については、すべての市町村における学校教育に大きな影響のある問題であるため、一部の教育委員会だけの判断で検討を始めるのではなく、県内すべての教育委員会の合意のもとで検討を進める必要がある。このため、どのような検討の場や検討テーマであれば、すべての市町村教育委員会が参画して建設的な話し合いを始めることができるのかという「検討の入口」を丁寧に探っていくことが大切である。一方、そもそも教育委員会はレイマンコントロールを旨とする合議制の執行機関であり、このような重大な問題にどう対応していくかという判断については、それぞれの市町村教育委員会において、教育長と教育委員が協議されることも考えられる。また、市町村によっては地方自治法に基づく議会の意見書が議決されているケースも多く、そのような場合には議会の意思が教育委員会の判断に影響を及ぼすこともあり得る。そのような状況のもとで、「検討の入口」を探っていくにあたっては、島根の子どもたちの教育にとって何が一番良いのか、現場の先生方の不安を払拭するにはどのようにすればよいのかといった観点を大切にしながら、下記により今後の調整を進めていきたい。

今後の調整の進め方について、県教育委員会は、教育事務所ごとに開催される管内教育長会議等を通じて、各市町村教育委員会の意向を丁寧に把握したうえで、検討の進め方、どのような検討の場や検討テーマであれば、すべての市町村教育委員会が参画して建設的な話し合いを進めることができるのか調整案を作成する。県教育委員会は、この調整案を市町村教育長会議に提案する。そして、市町村教育長会議において、すべての教育長の合意を得たうえで検討に着手する。

資料4の2ページ以降は、11月定例会において、高見議員から教職員の人事権移譲について、これまでの対応や、人事権移譲による課題・影響等について質問がなされ、それに対する知事及び教育長の答弁内容を記載しているので、ご確認いただきたい。

○森委員 中山間地域・離島の教員配置に重大な支障が生じ、県内全域の教育水準を確保できなくなることが、不安である。人事権移譲の要望に対しては、すべての市町村教育委員会教育長の合意を得たうえで検討に着手することが一番よいのではないかと考える。各教育長も教育に対する要望や意見があると思うので、調整しながら進めていくとよいのではないか。

○浦野委員 子どもは、生まれる場所や育つ場所を選ぶことができないので、どこに住んでも質の良い教育を受けられることが大事である。森委員のご意見にもあったように、中山間地域や離島の教員配置に重大な支障が生じ、県内全域の教育水準を確保できなくなるといふ不安は、あってはならないことだと思う。各教育長の合意を得たうえで、検討に入り、丁寧に検討を進めていくことが大事ではないか。

○真田委員 教員の採用状況を見てみると、出雲地域を本拠地とする教員が非常に多く偏りがある中で、県教委では石見地域や隠岐地域の採用枠を設けるなど、公立学校として平等な教育を受けられるよう努力しているところである。19市町村すべての教育長の合意を得て、

検討に着手するのが筋ではないかと考える。

○出雲委員 島根県内の様々な地域で勤務し、教員自身が各地域の特色や文化などを学ぶことが大事である。それが、教員の資質向上につながるのではないかと考える。非常に難しい問題ではあるが、「検討の入口」について、各市町村の教育長をはじめ教育委員会等と調整を図ることが大事である。

○藤田委員 宝である島根の子どもたちの教育にとっては、何が一番よいのかということに尽きる。浦野委員のご意見にもあったように、子どもたちは学ぶ地域を選ぶことができない。また、教員の不安感も一層募っていると思うので、県や市町村の教育委員会が教員の声を吸い上げながら、「検討の入口」を模索し、慎重に検討を重ねていく必要がある。まずは様々な意見を聞くことから始めていくべきではないかと考える。

○鴨木教育長 私としても事務局から提案があったとおり、丁寧に「検討の入口」を探り、そのことを通じて、すべての教育長の参画を得て話し合いが始まるようにしたい。現状では、松江市からは人事権移譲の要望があり、一方、県内17市町村の教育長からは人事権の移譲には様々な問題点が懸念されるので、むしろ現行の人事制度を前提にしたうえで運用面の工夫改善を議論してはどうかと、方向性の違う二つの主張がなされたまま、いわば膠着状態に至っているように感じている。この状態が続くと、現場の教職員にとっても、この先の島根の教育や、自身の人生設計がどうなっていくのか、先行きが不透明な中で不安感が増していくことが懸念される。このことは、ひいては県内すべての地域の子どもたちの教育にとって好ましいことではないため、すべての教育長の合意を得たうえで話し合いを始めることができるよう、「検討の入口」を探っていくことが県教育委員会教育長としての私の当面の仕事になると考える。方向性の違う主張が展開されている中、どのように「検討の入口」を見つけるのか、そのためにはどのような検討テーマ、検討の場であればすべての教育長が参画して建設的な話し合いができるのか、そのあたりを具体的に調整していく必要がある。

これから、来年4月1日の定期人事異動に向けて、教育事務所管内ごとに定期的に教育長が集まり会議が開催される時期となる。そこに私が出かけ、時間をいただいて、各市町村教育委員会の意向を丁寧に把握していきたい。各教育長も、それぞれの教育委員会会議や、議会、首長と相談される必要があるかもしれないため、調整には少し時間を要するかもしれないが、島根の子どもたちの教育にとって何がよいのか、学校の教職員の不安感を払拭するにはどうすればよいのか、大所高所の観点に立ち、調整を進めていきたい。

○真田委員 19市町村それぞれの考えがあるのは当然であるが、やはり島根全体の子どもたちをどのように育てていくのかという俯瞰的視点で、公立学校の立場として考えていただくことをお願いしたい。

○鴨木教育長 今後の調整の進み方については予断を持つことができないが、まずは検討に入ることが大切である。検討プロセスが始まった後で議論すればよいことを最初から持ち出すと、「検討の入口」を狭くしてしまうため、私としてはできるだけ入口は広くとり、参画しやすいテーマや検討の場づくりを調整し、まずは話し合いを始めることを最優先にして調整しては

どうかと考えているが、ご了解をいただけるだろうか。

○委員一同 了承

――資料に基づき協議

第 14 号 島根県教育職員育成指標について（学校企画課）

○福間学校企画課長 協議第 14 号島根県教育職員育成指標についてご協議する。

資料 5 の 1 ページをご覧ください。4 月 1 日に教育公務員特例法が改正され、6 月 12 日の教育委員会会議において島根県教育職員育成指標の策定についてご報告し、法に基づき協議会を設け協議を行った後に、教育委員会会議にて審議いただくこととしていた。11 月 21 日に第 1 回の協議会を開催した。協議会は、教育委員会から委員長として片寄教育監、委員として村木教育センター所長、また大学、市町村教育長会、小中高特の校長会の代表者をもって構成した。その協議会で検討した案を、本日も協議いただきたい。

なお、今後については協議内容をもとに 1 月に第 2 回の協議会を開催し、その協議を経て、2 月の教育委員会会議にて議決いただきたいと考えている。

また、この教育職員育成指標を加える形で、平成 27 年に定めた教員人材育成基本方針もあわせて改訂し、3 月から周知を図っていききたいと考えている。

別冊資料をご覧ください。まず、はじめにとして、育成指標を策定する趣旨、それから国における中教審の答申、教特法の改正、文科省の指針といった状況、そして島根県におけるこれまでの教員の人材育成に関するものとして、平成 26 年 7 月の第 2 期しまね教育ビジョン 21 策定、平成 26 年 9 月の学校管理職等育成プログラムの策定、平成 27 年 2 月の島根県公立学校教員人材育成基本方針の策定、平成 28 年 3 月の島根県教職員研修計画の改訂といった状況をまとめている。

続いて 2 ページには、本県の教育職員に求められる資質能力として参考にしたものを記載している。まずは、中教審答申で示された三つの能力を挙げている。1 点目は、これまで不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化に応じて求められる力を生涯にわたって高めていく力や、情報を適切に収集・選択・活用する能力や知識を構造化する能力、2 点目は、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育、ICT 活用、発達障害を含む特別支援教育など新たな課題に対応できる力量、3 点目にはチーム学校の考えの下、多様な専門性を持つ人材が効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力をあげている。

続いて(2)は文科省の指針に示された、指標を定める際の七つの観点をあげている。①は教職を担うのに必要な素養に関する事項、②は教育課程の編成や教育方法、技術に関する事項、③は学級経営やカウンセリングに関する事項、④は児童生徒の理解、生徒指導、教育相談、キャリア教育に関する事項、⑤は特別な配慮が必要な指導に関する事項、⑥は学校運営に関する事項、⑦は他の教職員との連携及び協働に関する事項である。この七つの文部科学省が示している観点を参酌して、育成指標を策定するよう定められている。

(3)は、本県の人材育成基本方針で示した三つの柱、一つ目が豊かな人間性と職務に対する使命感、二つ目が子どもの発達への支援に対する理解と対応、三つ目が職務にかかわる専門的知識・技能及び態度である。それぞれに、島根県教職員研修計画に示した例をあげている。

以上のものは、これまでに定められていたものであるが、これに加えて新しく教員に求められる資質能力として、教育の魅力化の視点から求められる資質能力が整理されている。①は、いわゆる生きる力を育成する力、②は社会とのかかわりの中で豊かな学びを実現する力、③は未知の状況に対応する力、④は学校外の地域資源や機会を活用する力、⑤はしまねへの愛着、誇りを持ち、しまねに貢献したいという意欲、⑥は教員自らが答えのない課題にも粘り強く向かい、困難に挑戦する姿勢、⑦は学び続ける力、⑧は生徒同志を協働させる、ファシリテートする力である。

これらを参考とし、島根県の教諭等に求められる資質能力を検討したところである。まず、資質能力として、人材育成方針に掲げている三つの柱「豊かな人間性と職務に対する使命感」、「子どもの発達への支援に対する理解と対応」、「職務にかかわる専門的知識・技能及び態度」に加え、いわゆるチーム学校として組織的・協働的に諸問題の解決に取り組む力として「学校組織の一員として考え行動する意欲・能力」、また教育の魅力化にみられる地域資源の活用や地域貢献、あるいは協働的な学びに求められる力として「よりよい社会をつくるための意欲・能力」の二つの柱を新たに加え、五つの柱を設けることとした。6ページをご覧ください。この五つの柱と文部科学省の指針に示される七つの観点对応を表でまとめている。参酌すべき指針に示される七つの観点については、育成指標に網羅されているものと考えている。

次に、教員の成長段階（キャリアステージ）については、採用時、1～5年目を自立・向上期、6～10年目を探究・発展期、11年目以降を充実・円熟期とし、四つに区分している。これまで、人材育成基本方針ではキャリアステージを3期に区分していたが、それを1年ずつ早めている。これは、初任者研修や6年目、11年目の経験者研修をそれぞれのステージのはじめの年度に行うことで、自分の育成指標を意識し、それを踏まえた研修の受講を考えたものである。

これらの資質能力とキャリアステージによって作成した育成指標を7ページ、A3版に拡大したものを資料5の2ページに示しているので、ご覧ください。

まず一つ目の柱「豊かな人間性と職務に対する使命感」については、教職を担うためにそもそも必要な資質であるため、各期を通して目標を示した。この中で、ふるさとを愛する心という項目は、島根らしい特徴であると考えている。二つ目の柱「子どもの発達の支援に対する理解と対応」から五つ目の柱「よりよい社会をつくるための意欲・能力」の指標については、採用時には基礎的な知識の習得を、自立・向上期には教諭等としての一定の実践力を、探究・発展期には試行錯誤の先にあるより適切な実践力を、充実・円熟期には学校現場では主任等として組織的な実践力を身に付けることを考えて作成している。

次に管理職である。別冊資料5ページをご覧ください。管理職等育成プログラムに基づき、「高い教育理念と広い識見」、「学校経営」、「組織的な学校運営・管理」、「人材育成」、「外部との連携・折衝」を五つの柱とした。副校長・教頭、校長に区分した育成指標を9ページ、A3版に拡大したものを資料5の3ページに示しているので、ご覧ください。「高い教育理念と広い識見」については、管理職に共通に求める指標とした。「学校経営」から「外部との連携・折衝」については、副校長・教頭は、校長の補佐・調整にあたるという職務を意識し、校長は、学校経営の最高責任者として必要な能力を意識して作成した。

別冊資料の最後には、育成指標と教育センター等の研修との対応表を添付した。育成指標に対して、必要な研修を検討していくこともできるようにと考えているところである。

○真田委員 教諭等の「等」は、何を想定しているか。

○福間学校企画課長 育成指標の対象は、教諭だけではなく、養護教諭、栄養教諭、実習助手も含めているため、教諭等としているところである。養護教諭等にも適用できる内容と考えており、そのような職種も含めた育成指標として作成している。

○鴨木教育長 学校事務職員は対象に含まれないと思われるが、別に人材育成のためのプログラムを作成するという考え方でよいか。

○福間学校企画課長 そのとおりである。

○真田委員 育成指標の中で「子ども」「子ども達」という言葉が使われているが、県立学校では「児童生徒」を使うことが多いのではないか。また、「～している」「～できる」などの表現も統一するなど、今後表現方法を検討いただければと思う。

○浦野委員 作成された育成指標に向かって教員は努力していくことになるかと思うが、その後の評価はどのような形で行われるのか。

○福間学校企画課長 この育成指標とは別に、教諭一人一人が目標を定めて実践し、普段の勤務について管理職が評価を行う「評価システム」がある。この「評価システム」と育成指標は連動していない。育成指標は、必要な資質能力を教員自らが自覚し努力するためのものであり、育成指標に基づき評価を行うことは考えていない。

○鴨木教育長 おそらく浦野委員のご指摘は、少し表現が良くないかもしれないが、

育成指標がノルマ化され、それが直接評価をされることになると、育成指標の受け止め方が現場にとって負担に感じられることも考えられるため、むしろ現場の教員にとって、力を伸ばしていくための励みになるように、ノルマというよりも背中を押すような、激励のための指標とならないだろうかというような意味合いを込めてのご質問であったように感じた。評価システムと連動されるということは、ある意味でいうとノルマ化することになるが、今、学校企画課長から説明があったのは連動させるものではないという前提の中で育成指標を作成していきたいということであった。現場の教員、あるいは教員の人材育成を行う管理職にとって、伸びていく目標を明確に示し、励みにする、背中を押すための指標としていく考え方であると理解している。

――資料に基づき協議

(報告事項)

第 63 号 平成 29 年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

○仁科総務課長 報告第 63 号平成 29 年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）についてご報告する。

資料 6 ページをご覧ください。このたび、国の方から教育者表彰の被表彰者の決定があった。この表彰の対象者は現職の校長である。決定者は、松江東高等学校の永瀬嘉之校長、松江市立法吉小学校の橋本健司校長、松江市立湖南中学校の園山伸夫校長である。12 月 5 日に、表彰式及び皇居での拝謁が行われた。

――原案のとおり了承

第 64 号 平成 30 年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

○福間学校企画課長 報告第 64 号平成 30 年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の結果についてご報告する。

資料 7 ページをご覧ください。まず、実習助手であるが、募集種別として、今回は農業を実施した。受験の状況と選考結果については、資料記載のとおりである。採用人数は若干名としていたところ、1 名を採用した。

続いて、特別支援学校の寄宿舎指導員であるが、採用人数は4名を予定していたところ、予定どおり4名を採用した。男性が3名で女性が1名である。

11月15日に、既に本人には合否を発表している。

――原案のとおり了承

第65号 平成30年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について (学校企画課)

○福間学校企画課長 報告第65号平成30年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果についてご報告する。

第1次の筆記試験を8月21日に、第2次試験の面接は10月下旬から11月中旬にかけて行った。名簿登載者は、小・中学校あわせて校長51名、教頭60名と、ほぼ予定どおりの人数である。12月1日に既に合否を発表している。

参考として、近年の状況を記載している。括弧内は内数で女性の人数であるが、ここ5年間では、女性の登載者数が最も多い。倍率は低下傾向にあり、特に教頭については、一昨年が3倍、昨年2.8倍と低下が続いていたが、今年も2.7倍と上がり、なかなか歯止めがかからない状況であるが、今年も教育施策説明会で小・中学校の校長に対して受験を推めるよう依頼をしたところである。長期的に取り組むべき課題であると考えている。女性受験者の確保についてもさらに進めていきたい。

――原案のとおり了承

第66号 「今後の県立高校の在り方検討委員会」の審議状況について (学校企画課)

○津森県立学校改革推進室長 報告第66号「今後の県立高校の在り方検討委員会」の審議状況についてご報告する。

資料9ページをご覧ください。本検討委員会は、昨年4月に設置され、教育長から委嘱された12名、本年4月から1名加わり13名の検討委員により構成され、これまで合計16回会議が開催されている。その間、議論の参考とするため、地域公聴会を浜田市と江津市で開催し、また飯南高校と島根中央高校の視察が行われている。詳

細については、別冊資料の参考資料に掲載されている。

議論のまとめである提言については、11月30日の第15回検討委員会から、これまでの議論を踏まえ、検討が始められたところである。提言「2020年代の県立高校の将来像について（案）」は、肥後会長が自ら執筆され、第16回検討委員会が開催された12月14日現在の提言案である。その際に出された、各委員の主な意見については資料9ページの3に記載している。

別冊資料をご覧いただきたい。まずは、提言案の内容、項目について確認をさせていただきたい。1ページには、検討の背景、県立高校をめぐる状況や国の教育改革の動向などについて述べられている。22ページをご覧いただきたい。中学校の卒業生数の推移が記載されている。平成元年の約12,600名以降、急激な減少に転じている。平成30年、現在の中3生では半分以下となる約6,200名まで減少が進んでいる。しかし、今後については、平成30年から平成38年間の減少スピードは明らかに鈍化しており、それまでの年率でいうと2%以上の減少率から、1%弱となっている。さらに、県外からの留学生が200名に迫る、あるいはそれを超える勢いであり、このような生徒数の状況も議論の前提にして進めていただいた。

それでは、4ページをご覧いただきたい。提言は3部構成である。提言1は「地域に根差した小さな高校ならではの大きな教育効果を全県に広げ、全国に発信できる島根らしい教育の魅力化を進める」である。これまで地元町村と連携して行ってきた魅力化の取組をさらに全県に広げ、全国に発信しようというものである。その内容については、「1 地域協働スクールとなる」、「2 地域資源を活用した特色ある教育課程を構築する」、「3 少人数のスケールメリットを生かしつつ学習内容の質や高校生活の多様性を保障する」、「4 『学びの成果』の捉え方、示し方を新たに開発する」、「5 県外や国外からも広く生徒を募集する」、「6 島根らしい教育の魅力化を進める」、以上6項目で構成されている。

続いて、8ページをご覧いただきたい。提言2は、「生徒の個性、適性、志向性に応じた多様な学びを追求できる、主体的学習を促す高校づくりを推進する」である。項目としては、「1 『求める生徒像』の確立と入学者選抜制度改革」、「2 特色ある学科・コースを設置して、主体的な学びを推進する」、「3 学びのセーフティネットを構築する」、「4 インクルーシブ教育を推進する」、「5 ICTを活用した授業改善を進める」、「6 生徒主体の高校づくりを推進する」、以上が提言2である。

13ページからは、提言3として「提言1、2の実現に向けた教育環境の整備」が記載されており、「1 地域別の高校の在り方」、「2 教員の多忙・多忙感の解消、教員の確保と育成」で構成されている。

提言案の大きな方向性としては、従前の再編成基本計画にみられるような統廃合基準に象徴される器の在り方に力点を置いたものではなく、むしろ専門高校、普通科高

校、そして離島・中山間地域、都市部という、それぞれの高校の置かれた状況や高大接続改革、あるいは次期学習指導要領の目指す学びの姿などを踏まえ、いかに島根の高校教育の特色や魅力をつくり出していくかという教育の質的な向上、転換に力点を置いた提言案になっていると感じている。

資料9ページの3、提言（案）に対する主な意見をご覧いただきたい。前回の会議での主な意見を記載している。提言1に対しての意見は、この方向でよいのではないか。提言2に対しての意見は、中高一貫教育校（中等教育学校及び併設型）については、本県の実態になじまない事情をもう少し加筆してはどうか、ICT教育について教員の研修は必要だが、機器が整備されなければ研修も進まないの、ハード面の整備を進めるとともに研修も進めるべきである。提言3については、市部、町村部がどこを指しているのか、もう少しわかりやすく定義したほうがよいのではないか、松江市通学区の問題については、この方向でよいのではないか、ただし、通学区撤廃の前提として、まず、3校がそれぞれ求める生徒像等を明確にして、特色・魅力を高めるべきである、浜田市・江津市の高校の在り方については、学校統合を志向した提言という誤解が生じないように、もう少し丁寧に加筆してはどうか、教員の多忙・多忙感の解消では、要因の一つとして、部活動のことについても触れたほうがよい。その他としては、「おわりに」にも記載があるが、実効性のある具体的なロードマップを作成して、提言をぜひ実現してほしい。以上のような意見が出された。

最後に、今後の予定であるが、提言案の一部修正によるパブリックコメント案については、前回の会議を踏まえ、肥後会長に一任された。速やかに肥後会長がまとめられ、年明けの1月上旬からパブリックコメントが実施される。その後、2月末に検討委員会が開かれ、県民の皆様からのご意見を踏まえて、提言が確定される予定である。教育委員会に対しては、3月に報告する予定である。

○藤田委員 とても丁寧に議論されていると感じる。提言案に対する意見からも、それぞれの委員の皆さんの真剣な取り組み方がわかる。パブリックコメントに出される資料も可能であれば拝見したい。

○鴨木教育長 次回の教育委員会会議は1月末であるが、それに先行してパブリックコメントは始まることから、郵送等により送付したい。

○出雲委員 提言1の「地域に根差した小さな高校ならではの」という文言が、すごいな、すてきだなと率直に感じた。また、提言2では、特色ある学科・コースの設置が提案されている。子ども達の多様なニーズに応じた、これから先の時代を見据えた学科、コースの設置は魅力的であると感じた。

○真田委員 県教委が21年に策定した県立高等学校再編成基本計画では、1学年の適正規模は4学級以上8学級以内としたが、それが困難な状況になってきた。島根県としては、小さいスケールの中で島根らしい教育をしていこうと、特に中山間地域の学校では、それぞれ特色ある学校経営をしている中、都市部の学校はどうか、また学力

低下等の状況を踏まえてどのようにしていくのかについて、一生懸命検討されてきたことが分かる。

ただ、定時制、通信制の高校に携わった者としては、全日制、定時制、通信制というそれぞれの学び方があるという立場で書いていただけるとよかったと思う。働きながら学ぶ学習の場、特別な支援が必要な子ども達の受け皿ということではなく、もう少し広く、学び方の一つの選択肢として強調していただきたいという感想を持った。

○鴨木教育長 委員の感想が、在り方検討委員会の最終的な提言の中に何らかの形で反映される可能性はある。また、県教育委員会が提言を受け止めた後、責任を持って実施、具体化していくのは我々自身であるので、委員のご意見を実現する機会はあると受け止めていただきたい。

○浦野委員 15歳の段階で自分の進むべき道を決めることは、かなり難しいと思うので、提言2の「3 学びのセーフティネットを構築する」の項目で、高校入学後の進路変更について明記されていることは、とてもよいと思った。このような考え方はあまり浸透していないと思う。子どもや保護者にとって優しい考え方であると感じた。

○鴨木教育長 先ほどの真田委員の発言と関連させて言えば、定時制・通信制課程、あるいは定時制・通信制高校は、その存在自体が多様性を前提にした、学びながら自らの進路を描いていく、そのような学び方に対応できるよう組み立てられている。そのような方向性をもっと島根県内の高校全体に広げ、柔軟性、弾力性のある転科・転学システムを研究していくべきではないかと。そのような意味から言うと、先ほどの真田委員のご発言について、在り方検討会としても前提に置いてもらえる可能性はある。

○森委員 提言1の「地域に根差した小さな学校」もとてもよいと思ったが、この中で、地域協働スクール、地域資源など、地域という言葉が多く使われている。また、しまね留学、島根らしさということも記載されているが、全国的に少子化の状況にある中で、子ども達に島根を選んでもらうためには、魅力を発信していかなければならない。地域が頑張らないと、島根の魅力を発信できないのではないだろうか。また、今、島根県にいる子ども達自身が、島根らしさに気づいているか、魅力をどのように感じているか、島根県にいる子ども達が地域の担い手であると自覚をもって島根を選ぶためには、地域が頑張って発信していかななくてはならないので、覚悟が必要であると感じた。しかし、とてもすばらしいことだと感じている。期待している。

○真田委員 昨日、松江東高校へ学校訪問し、生徒達と意見交換を行う中で、生徒も松江市内通学区についての報道を見聞きしており、いろいろな話をしてくれた。その中で、やはり松江市内の普通科高校3校の特色を早く打ち出すことが大事ではないかと感じた。通学区の撤廃だけではなく、学校の独自性を出すことが大事ではないかと思う。

○鴨木教育長 今回の論点については、12月14日の在り方検討委員会の中でも同じような議論が交わされている。通学区撤廃の問題がひとり歩きをするのは、検討委員会としての本意ではなく、むしろ3校それぞれの魅力、特色を明確にして、その次に通学区の廃止の問題がある。ここには前後関係があるということを丁寧に述べていきたいという議論がなされたようである。

○真田委員 それが適切であると考えます。

○鴨木教育長 私はこの在り方検討委員会の初会合には出席したが、2回目以降は出席しておらず、在り方検討委員会の主体的な議論にお任せしてきた。当初のスケジュールよりは時間が長くかかり、今ようやく大詰めの議論に至っているわけであるが、私の率直な感想としては、13名の有識者の方々に2年間議論を委ねたことは本当によかったと改めて実感している。質の高い、要点を押さえた提言案がまとまりつつあることを大変うれしく思う。今後、在り方検討委員会としてパブリックコメントを行い、さらに県民の皆さんの意見を聞いたうえで必要な加筆修正を予定されているので、さらにグレードアップした提言をいただけるようになるものと期待したい。

―――原案のとおり了承

第 67 号 平成 30 年 3 月 県立 高校 卒業 予定 者の 就職 内定 状況 (10 月末) について (教育指導課)

○竹下教育指導課管理監 報告第67号平成30年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況(10月末)についてご報告する。

資料10ページ、表1をご覧ください。10月末の内定率は85%である。過去5年間と比較すると、非常に高い内定率である。就職未内定者は160名である。今後、3月に向けて引き続き、学校、ハローワーク等と連携し、未内定者の人数が減るよう取り組んでいきたい。

次に、図2をご覧ください。就職希望者の中での県内、県外の割合を示したものである。県内の就職希望者は75.7%である。また、図3をご覧ください。就職内定者のうち、県外、県内の割合を示したものである。県内割合は、74.8%である。いずれも過去2年と比較すると、少し割合が下がっている状況である。報道等でもあり、全国的に就職状況は良くなってきている。そのため、県外からの求人も多く、県外への就職が多くなっている状況があるのではないかと考えているところである。

図4は、地区別の内定率の状況である。内定率が高まっている状況とあわせて、全

体的に各地域とも内定率が高くなっている。

○鴨木教育長 次回はいつの時点の報告になるか。

○竹下教育指導課管理監 12月末時点の状況を報告する予定である。その次は2月末時点である。

――原案のとおり了承

第 68 号 第 2 回食の縁結び甲子園全国大会の結果について（教育指導課）

○竹下教育指導課管理監 報告第 68 号第 2 回食の縁結び甲子園全国大会の結果についてご報告する。

本大会は、11月11日（土）に、くにびきメッセで開催した。大会の結果は、昨年に引き続き北海道三笠高等学校が優勝し、2連覇した。準優勝は、東京都立葛飾ろう学校、済美高等学校で、葛飾ろう学校は昨年も準優勝であった。優秀賞は、資料記載のとおりである。島根県代表校は、残念ながら優秀賞であったが、審査員からプレゼンテーションが非常に素晴らしいとの講評をいただいた。

また、当日の来場者数は、事務局で用意したチラシ約 900 枚がすべてはけたため、資料では 900 名としている。実際は、1,200～1,300 名の来場があったと思われる。多くの地域の方々から生徒を応援していただいた。その他、各高校からボランティアの参加などをいただいた。

当日の様子について、資料 11 の 2 ページに料理や参加生徒の集合写真などを載せているので、ご覧いただきたい。特別審査員のロバート馬場さんからは、積極的に生徒に声をかけていただき、生徒の励ましになったと考えている。また、来年度の大会実施に向け、生徒の活躍の場が更に充実するよう取り組んでいきたい。

○鴨木教育長 当日、参加いただいた委員から感想等をいただきたい。

○浦野委員 プレゼンテーションが非常に上手で感心し、子ども達の力は頼もしいと感じた。優勝した三笠高校は調理科が設置されており、その中で技術も磨き知識も豊富だと思われる。2連覇は素晴らしいことであるが、他校は第 3 回大会に向けて三笠高校を倒すという気持ちで参加するのだろうか、しかしこの大会は競技・コンテストとは違う感じもしており、そのあたりの兼ね合いが難しいと感じた。総合的には、子ども達がいきいきとしており、素晴らしい大会であった。

○鴨木教育長 浦野委員から重要な論点を提示していただいた。私自身は、昨年の第 1 回全国大会は審査員であったため、審査の役割に専念しなくてはならず、全体を見ることができなかったが、今年は審査員からはずれたので、全体の状況がよく分かつ

た。プレゼンテーションについては、昨年と比べて全体的に非常に水準が上がった。その中で、島根県内の2校が特に高い評価を得ていたのが印象深く、うれしく感じた。

調理技術に限っていうと、高校の教育課程の中で調理技術を習得する高校と、そのような機会がなく、部活動や、個人の任意の集まりとしてこのコンテストに参加をした学校では、技術・技能の面ではおのずと差がある。食の縁結び甲子園が何を求め、高校生のだどのような力を披露してもらいたい大会なのかというところも、この大会の物差しを、回数を重ねながら、よりシャープにしていく必要があるのだろう感じた。

ところで、教育課程の中で調理技術を磨く機会のある生徒にチャレンジする、高い壁を乗り越えることが、やはりあの年代の若者の挑戦心を鼓舞することになると考えるので、そのハンディを超えてでも一等賞になりたいと思って頑張る、そのような意味では高いハードルを課して、それを全国の高校生たちが乗り越えようと頑張る。そのためには三笠高校、葛飾ろう学校に来年もチャレンジしてもらい、高い壁としてそびえてもらった方がよいのではないかということも感想としては持った。

○藤田委員 すばらしい大会であった。ボランティアの子ども達の陰からの応援もすばらしく、また、生徒が調理する姿を見守る教員のハラハラしながら心配する姿も美しく、本当に甲子園だという印象を受けた。

教育長がおっしゃるように、打倒、打倒でいけばよいと思う。養護学校の生徒が、「悔しかった。またチャレンジする」と意欲を見せていた姿が忘れられない。調理の部・プレゼンテーションの部終了後の料理学習会では、違う学校の生徒と一緒に調理を行っていた。ぎこちなさがだんだん打ち解けていき、交流している姿がとても印象的で、これが食の縁結び甲子園の良さではないかと感じた。目指す方向性は、模索しながらでよいと思う。特別審査員のロバート馬場さんも、また審査員として来たいとおっしゃっていたほどで、非常によい大会であった。

○竹下教育指導課管理監 調理の部とプレゼンテーションの部の採点割合を、昨年度は1対1であったところ、今年はプレゼンテーションの部を1、調理の部を2とし、少し調理の比重を重くするなど、試行錯誤しながら取り組んでいるところである。三笠高校の生徒も、昨年、今年と参加した3年生二人が卒業するため、今年入った1年生はとても不安そうであったが、また来年来たいと言ってくれた。メンバー交代もある中で、切磋琢磨している。参加生徒のアンケートでは、自分の力不足を感じた、自分たちの料理についての評価をもっと聞きたかったという声があった。生徒達も向上意欲を持ちながら参加しているので、そのような気持ちをくみ取れるような大会として改善できるよう、対応できることを考えているところである。

――原案のとおり了承

**第 69 号 平成 29 年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について
(社会教育課)**

○前田社会教育課長 報告第 69 号平成 29 年度地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料 12 ページをご覧ください。この表彰は、地域と学校が連携・協働して、地域の未来を担う子ども達の成長を、地域全体で支える、優秀な活動実績をあげている団体を、各県が 3 団体以内を選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学省が表彰するものである。本県からは二つの団体が表彰されることになった。

主な表彰理由は資料に記載しているが、大田市の大田わんぱく遊び隊は、大田市立中央公民館と大田小学校が母体であり、公民館のコーディネートによって、複数の活動が幅広く、活発に行われている点や、中学生や高校生がボランティアスタッフとして活動に参加・サポートしている点などが特徴であり、評価されていると考えられる。松江市の法吉子ども広場は、法吉公民館と法吉小学校及び城北小学校が母体であり、文化・芸術活動や創作活動など、公民館が力を入れている、地域住民を対象とした各教室の学習者や指導者が、この子ども広場の指導者や安全管理員として活動している点や、参加する子どもが多いプログラムに対しては、学年等に応じた配慮がなされている点などが評価されていると考えられる。

――原案のとおり了承

第 70 号 平成 29 年度島根県優良少年団表彰(教育長表彰)について(社会教育課)

○前田社会教育課長 報告第 70 号平成 29 年度島根県優良少年団表彰(教育長表彰)についてご報告する。

資料 13 ページをご覧ください。この表彰は、定期的・継続的な活動によって、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献している少年団を表彰するものである。具体的には、地域環境の浄化・美化・福祉・読書などの分野のボランティア活動や、伝統文化の継承又は新しい地域文化の創造に寄与する活動を行う団体を対象としている。

今年度は、二つの団体が表彰されることになった。出雲市の馬木町子ども神楽団は、以前は小学校卒業と同時に神楽も卒業であった状況が、小学校卒業後も、大人と共に後輩の指導を行うなど、地域の青少年の育成を行っている点や、ふるさとの歴史の学習会や清掃活動など、神楽以外の活動も積極的に行っている点などが評価された。西

ノ島町の隠岐島前神楽西ノ島同好会子ども神楽は、様々なイベントでの公演のほか、福祉施設の慰問などのボランティア活動も積極的に行っている点や、特定の神社には属さず、祈祷のための神楽を専業とする社家と呼ばれる家にだけ相伝で継承されてきた隠岐島前神楽の継承が困難になった状況の中、この団体の結成と活動によって、神楽の継承及び後継者の育成がなされている点などが特徴であり、評価された。

○藤田委員 伝統文化が子ども達によって、このように脈々と受け継がれていくことに感銘を受けた。これがずっと続いて伝承されていけばよいと考える。地域の方々の応援も含めて頑張っていたきたい。

――原案のとおり了承

第 71 号 平成 29 年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

○前田社会教育課長 報告第 71 号平成 29 年度島根県青少年芸術文化表彰(知事表彰)についてご報告する。

資料 14 の 1 ペーをご覧ください。この表彰は、本県の芸術文化の発展向上への功績が顕著で今後一層の活躍が期待される青少年及び指導者を表彰するもので、具体的には、表彰要綱で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会、つまりその分野で最も権威のある大会において、最優秀又はそれに次ぐ賞を受賞した団体と個人を対象としている。

1 年を通して開催される大会の数や時期を、およそ半々になるように勘案して、4 月から 11 月までと、12 月から 3 月までに受賞決定となったものに分けて年 2 回表彰している。今回の第 1 期分は、3 団体・1 個人の計 4 件である。

資料 14 の 2 ページをご覧ください。出雲市立第一中学校合唱部は、全日本合唱コンクール中学校部門の同声合唱の部で、最優秀の金賞、そしてその中から選ばれる全国 1 位の文部科学大臣賞に輝いた。この部門・部の参加は、全国で 450 校、全国大会は上位 22 校で行われ、金賞は 8 校であった。同校合唱部の同大会での金賞受賞は 19 回目、全国 1 位は 5 回目である。なお同大会で島根県勢が文部科学大臣賞に輝くのは、平成 23 年度の出雲市立斐川西中学校以来である。出雲市立斐川西中学校合唱部も、同大会・同部門の混声合唱の部で最優秀の金賞を受賞した。同校合唱部の同大会での金賞受賞は 7 回目である。出雲北陵中学・高等学校合唱部も、同大会・高等学校部門の小編成の部で最優秀の金賞を受賞した。同校合唱部の同大会での金賞受賞は 2 回目である。海士町立海士中学校の井出上漠君は、少年の主張全国大会で、全国 2 位の文

部科学大臣賞を受賞した。11月3日に開催されたしまね教育の日フォーラムにおいても発表してくれたので、会場で聞いてくださった皆さまもおられると思われる。幼少期から女の子の遊びが好きで、周囲の男の子に合わせることに辛かった思い出、母親に「自分のままでいい」と言われたことで救われ、周囲に合わせるよりも個性を大切にしていこううちに理解者が増えた経緯、互いの思いや表現を尊重し必要な存在だと伝え合う世界を築いていきたいという内容で、演題名は「カラフル」であった。本県の児童生徒が全国1位の内閣総理大臣賞・2位の文部科学大臣賞を受賞するのは、井出上君で4人目である。

なお、今回の3団体・1個人の計4件は、この5年間では最も多い件数であり、生徒たちの健闘が表れていると考えている。表彰式は12月26日の15時から行う。

―――原案のとおり了承

第72号 平成29年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰）について（社会教育課）

○前田社会教育課長 報告第72号平成29年度島根県児童生徒学芸顕彰(教育長顕彰)についてご報告する。

資料15の1ページをご覧ください。この顕彰は、学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として、優秀な成績をおさめた児童生徒及び指導者を表彰するもので、具体的には実施要項で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上と認められる賞を受賞した団体と個人を対象としているが、先ほどの知事表彰に該当するものは除く。

この顕彰も、先ほどの知事表彰と同様に年2回表彰しており、今回の第1期分の詳細は、資料15の2ページに記載している。なお、この中には、9月の教育委員会会議にてご報告した第41回全国高等学校総合文化祭における入賞団体と個人も含まれている。また、今回の11団体・13個人の計24件は、この5年間では2番目に多い件数であり、こちらも児童生徒の健闘と指導者の熱意ある指導が結実した表れであると考えている。顕彰式は12月21日の13時30分から行う。

―――原案のとおり了承

第 73 号 国史跡の指定及び国登録有形文化財の登録について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第 73 号国史跡の指定及び登録有形文化財の登録についてご報告する。

11 月 17 日に開催された国の文化審議会において、県内史跡 3 件の指定が文部科学大臣に答申された。島根県で複数の史跡が同時に指定されるのは、60 年ぶりであり、また今回の史跡指定された 10 件のうち 3 件が島根県の史跡と、本県の歴史文化遺産の豊富さを PR する形となった。

まず、津和野藩主亀井家墓所である。永明寺というと、多くの方が分かるかと思うが、亀井家は江戸時代に津和野に藩主として入り、永明寺が菩提寺である。永明寺の近くに墓所があり、それと一体的に史跡として指定されたものである。墓所が石塔として残っており、その形式が変遷をしている貴重な文化財である。なお、亀井家は津和野に入る前に、一代鳥取県鹿野藩の藩主であった時期があり、鳥取にも墓所が残っている。これが附という形で、あわせて史跡に指定された。

次に、石見銀山街道である。江戸時代に幕府が銀を大坂まで運ぶために、大森から尾道まで整備した街道の一部である。現在の大田市水上付近から美郷町粕淵までに至る山道の一部、通常「やなしお道」と呼ばれている箇所など、約 6 キロの区間が指定された。道路面が非常によい状態で残っており、写真も掲載しているが谷を高低差なく超える土橋が多く見られる。石積みやつづら折り等の道路遺構などの遺跡の状態がよく、当時の幕府の流通が分かる街道である。

次に、出雲国山陰道跡である。7 世紀の後半頃、日本の古代国家が、その領域の陸上交通路ネットワークの整備を行い、とりわけ重要なものを七道と呼び、その中に山陰道も含まれている。出雲市斐川町の低い丘陵部分に、この古代の道路跡が約 1 キロにわたって良好な状態で保存されていることが確認された。その建設方法や構造などが調査で明らかになり、幅は 9 メートル前後、ほぼ直線を目指すような形で作られている。古代の道路がこれだけの長さで残っている例は少なく、また、出雲国風土記に「正西道」と記載されている道路と一致していることも推測され、文献と照合ができる希少な例として評価も高い。なお、古代道が単独で史跡に指定されるのは初めてである。

続いて、登録有形文化財である。益田市匹見町にある旧美濃地家住宅である。鉾山支配や庄屋などを務めた美濃地家の主屋と装飾性の高い米倉が評価された

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

－非公開－

(議決事項)

第 18 号 国家公務員退職手当法の改正に伴う対応について (総務課)

－－－原案のとおり議決

第 19 号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について (文化財課)

－－－原案のとおり議決

(承認事項)

第 8 号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

－－－原案のとおり承認

(報告事項)

第 74 号 平成 29 年度文部科学大臣優秀教職員表彰について (総務課)

－－－原案のとおり了承

第 75 号 水産練習船「神海丸」乗組員の処遇改善について (総務課)

－－－原案のとおり了承

第 76 号 いじめ「重大事態」報告書について（教育指導課）

――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 16時57分